

2017年度
経済成長・一億総活躍社会実現のための
規制・制度改革の意見



平成 29 年 3 月 16 日

日本商工会議所

目 次

基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

I. 新規要望事項 (16件)

1. 経済成長の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(1) 生産性向上、新技術開発、新市場創出のためのビッグデータの活用・・・ 2

(2) 創業・起業・ベンチャーの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(3) 強い農林水産業づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(4) 観光産業の振興・・ 6

(5) 公共工事を活用した地域活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(6) 行政手続の簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

2. 一億総活躍社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

(1) 働き方改革の環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

(2) 国家戦略特区地域の拡大による外国人医師の活躍・・・・・・・・・・・・・・ 16

II. 継続要望事項 (21件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

基本的考え方

- わが国経済は、アベノミクスの大胆な金融政策と機動的な財政政策により、需給ギャップの縮小によるデフレからの脱却まであと一步というところまで来ている。一方、成長力は欧米その他の先進国と比較して力強さを欠いており、労働力の減少という構造的な問題を抱える中、わが国経済を持続的な成長軌道に乗せるためには、構造改革により、「0%台後半で低迷を続ける潜在成長率の底上げ」が急務となっている。
- 規制・制度改革は、生産性向上をはじめ、新技術開発、新市場創出、国内投資拡大、雇用促進などに繋がる最も有効な手段であるが、医療、農業、労働等の分野では、未だ“岩盤規制”が根強く残り、成長の障害となっている。
- また、わが国企業の大宗をなす中小企業の労働生産性は、大企業の約2分の1に止まっており、特に「建設」「運輸」「介護・看護」「宿泊・飲食」等の労働集約型産業では、人手不足が深刻な状況にある。このため、生産性の向上と働き方改革に同時に取り組んでいくことが不可欠であるが、生産性向上の障害や長時間労働の原因として、規制や行政手続の煩雑さを挙げる声も多い。さらには、地方分権の進展に伴い地方自治体の自治事務が増え、国の関与が及ばない条例等による独自規制が足かせとなるケースもある。
- このため、政府では、「日本再興戦略 2016」において「生産性革命を実現する規制・制度改革」を掲げ作業をスタートしているところであるが、国と地方が連携し、規制・制度改革や行政手続の簡素化を、定量目標を持って計画的に進め、安倍政権が目指す「世界で一番ビジネスがしやすい国」を確実に実現していくことが重要である。
- 以上の認識に立ち、本年も、事業者や地域の声をヒアリングし、規制・制度改革について意見を提出する。国および地方自治体におかれては、中小企業の生産性向上や地方創生の足かせとなっているこれらの規制について早期に見直す必要がある。
- 日本商工会議所は、中小企業が全国津々浦々で力強く事業に挑戦できる環境整備が、持続的な経済成長と働き方改革を含む一億総活躍社会の実現に繋がると考える。今後も、規制・制度改革について具体的な意見を申し述べるとともに、中小企業、地域、ひいては日本経済の発展のために尽力していく所存である。

【参考】世界における日本のビジネス環境の競争力

【世界銀行 ビジネス環境ランキング (OECD35ヶ国内順位)】

○日本再興戦略における KPI 目標 = 「**2020年までに3位以内**」

○実績順位

2015年版	2016年版	2017年版
19位	24位	26位

- | | |
|-------------|--------------|
| ① ニューゼaland | ⑥ アメリカ |
| ② デンマーク | ⋮ |
| ③ 韓国 | ②5 スロバキア |
| ④ ノルウェー | ②6 日本 |
| ⑤ イギリス | ②7 ハンガリー |

I. 新規要望項目 (16件)

1. 経済成長の実現

(1) 生産性向上、新技術開発、新市場創出のためのビッグデータの活用

①行政等が保有するビッグデータのオープン化・一元提供化を進めること

【要望内容】

行政等が保有するビッグデータの整備・オープン化とユーザー目線に立った一元的な提供【全省庁】

(例) 地図データ、気象データ、医療等関連情報データ 等

【理由】

(オープン化)

平成28年12月、官民データ活用推進基本法(注)参照が成立・施行された。ビッグデータはデジタル化社会における重要なインフラであり、その活用によって、様々な産業において、生産性向上、新技術開発、新市場創出等の成果が期待できる。例えば、政府が成長産業化を目指す農業の生産性向上や集約化・大規模化、自動運転技術の開発、先端医療に役立つ創薬開発等が期待でき、そのためにも、行政等が保有する地図、気象、健康情報等のビッグデータをオープン化することが必要である。

(デジタル化・標準化・一元提供化)

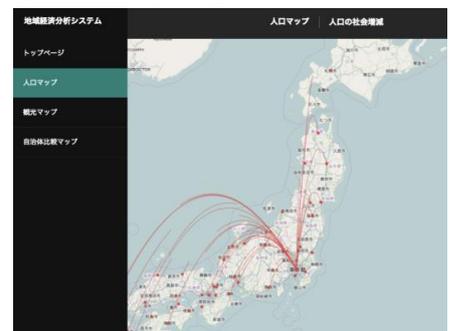
これらビッグデータは、デジタル化・標準化したうえで、地方創生の実現のために開設されたRESAS(地域経済分析システム)で、ワンストップでユーザーが使えるように一元提供することが効果的である。

【ビッグデータの活用例】

- ・ 地図データ
 - ⇒ 農業者が圃場の地図データに農作物の生育状態や灌水・施肥情報を落とし込むことで、ITによる生産管理が可能となる
 - ⇒ 自動車メーカーが日本中の道路情報や道路の周辺情報を活用することで、自動運転技術の開発が促進される
- ・ 気象データ
 - ⇒ 農業者が圃場の局地的な気象データを活用することで、農作物の生育や収穫の予測が立てやすくなる
 - ⇒ 衣料品メーカーが気象データに基づいた商品開発、在庫管理、販路開拓が可能となる
- ・ 医療等関連情報データ
 - ⇒ 製薬メーカーが患者数に応じた創薬と生産を行うことができる
 - ⇒ ヘルスケア関連事業者が地域特性や年齢特性に応じた予防・健康づくりなどのサービス開発が可能となる

(注) 国・自治体・民間企業が保有するデータを効果的に活用することで、自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化などを旨とする法律。平成28年12月14日施行。

(注) RESAS(地域経済分析システム)とは、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し可視化するシステムで、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が平成27年から供用開始している。



RESAS(地域経済分析システム)

(2) 創業・起業・ベンチャーの支援

①独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）関西支部の機能拡大・利便性向上を図ること

【要望内容】

PMDA 関西支部の機能拡大・利便性向上【厚生労働省】

- ・各種申請書類の受付
- ・「テレビ会議システム」の利用料金（28 万円）の値下げ
- ・簡単な事前打ち合わせにおける「テレビ会議システム」の利用
- ・東京で行う相談への「テレビ会議システム」の利用による遠隔参加

【理由】

平成 25 年 10 月、PMDA 関西支部が設立され、医薬品等の開発初期から治験等に関する相談が可能となるなど、関西圏の企業の医薬品・医療機器審査の環境は整いつつある。しかしながら、PMDA 関西支部は、審査における各種申請の受付機能がないため、書類の不備等をすぐに修正して再提出するといったことができず、迅速な事業展開に支障が生じるケースがある。

また、平成 28 年 6 月からは、PMDA 関西支部に「テレビ会議システム」が導入され、関西支部で対面助言が受けられるようになったが、相談には別途 28 万円の追加料金が課される。さらに、その利用は公式な相談に限定され、簡単な打ち合わせに利用できなかつたり、東京で行われる相談に、関西支社の社員等が遠隔参加するということができず、不便である。

国家戦略である医薬品・医療機器産業を育成し、競争力を強化するため、国も積極的に PMDA を支援し、機能の強化や利便性向上を図る必要がある。

(注)「テレビ会議システム」を用いた対面助言の実施が可能な相談は、新医薬品の治験相談や優先審査品目該当性相談、一般用医薬品開発開始・申請前相談などの公式な相談に限られる。

(注)「テレビ会議システム」の料金については、大阪府による補助が実施されており、平成 29 年 3 月 31 日までに「納付・申込」をした場合、14 万円（要件を満たせば無料）に減免されている（平成 29 年度についても予算措置される予定）。



テレビ会議の様子
(大阪府 HP より)

②飲食店、美容院、美容室、クリーニング店等を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続を簡素化すること

【要望内容】

事業承継の円滑化を図るために、個人で営む飲食店等における生前の営業譲渡手続を相続の場合と同様に簡素化すること【厚生労働省】

【理由】

個人で飲食店、美容院、美容室、クリーニング店等を営む者が死亡し、その子が事業を相続する場合、簡易な変更手続だけで可能となる。しかし、生前に譲渡する場合は、新規開業の場合と同様の手続が必要となる。親子間での円滑な事業承継を推進するため、これを簡素化する必要がある。

(注) **食品衛生法** 第五十三条

許可営業者について**相続があつたときは、相続人**(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者) **は、許可営業者の地位を承継する。**

(注) **理容師法** 第十一条の三

第十一条第一項の届出をした理容所の開設者について**相続、合併又は分割**(当該営業を承継させるものに限る。) **があつたときは、相続人**(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人 **は、当該届出をした理容所の開設者の地位を承継する。**

(注) **美容師法** 第十二条の二

第十一条第一項の届出をした美容所の開設者について**相続、合併又は分割**(当該営業を承継させるものに限る。) **があつたときは、相続人**(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人 **は、当該届出をした美容所の開設者の地位を承継する。**

(注) **クリーニング業法** 第五条の三

第五条第一項又は第二項の届出をした営業者について**相続、合併又は分割**(当該営業を承継させるものに限る。) **があつたときは、相続人**(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人 **は、当該届出をした営業者の地位を承継する。**

(注) 新規開業の手続と相続の手続の違い(飲食業、埼玉県の場合)

<新規開業の場合>

食品営業許可申請書

申請者(個人) 氏名 性別 生年月日 住所 電話番号

申請内容

1. 食品製造業 2. 食品販売業 3. 飲食業 4. 食品衛生責任者

申請理由

1. 新規開業 2. 営業範囲の変更 3. 営業時間の変更 4. その他

申請手数料

1. 申請手数料 2. 手数料 3. 手数料 4. 手数料

申請日 受理日 審査日 許可日

食品営業許可申請書

営業施設の概要 (平面図および案内図)

営業施設の名称 (営業施設の名称に営業種別を記載し、そのほかの種別を記載する)

営業種別

1. 食品製造業 2. 食品販売業 3. 飲食業 4. 食品衛生責任者

営業種別

1. 新規開業 2. 営業範囲の変更 3. 営業時間の変更 4. その他

申請手数料

1. 申請手数料 2. 手数料 3. 手数料 4. 手数料

申請日 受理日 審査日 許可日

食品営業許可申請書

営業施設の概要
(平面図および案内図)

<相続の場合>

許可営業者の地位の承継届

(優先) 年 月 日

地主 兼 知事 役職名

地主兼 役職名

住所 氏名 年 月 日 生

前相続人の続柄

許可営業者の地位を相続したため、**〔食品衛生法第五十三条〕**の規定により、下記のとおり届け出ます。

1. 前相続人の氏名及び住所

2. 相続開始の年月日

3. 営業施設番号

4. 営業施設所在地

5. 営業種別(名称、番号又は番号)

6. 業 業 の 種 類

7. 既に付いている営業許可の番号及び許可年月日

届出書類

1. 戸籍簿本

2. 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された書にあっては、その全員の同意書

3. 営業許可書の写し

許可営業者の地位の承継届

許可営業者の地位の承継届

まず、開業にあたって保健所に相談したうえで、食品取扱者の検便(保菌検査)を行う。その後、①食品営業許可申請書、②営業設備の概要(平面図および案内図)、③食品衛生責任者の資格を証明するもの(必要としない業種あり)、④法人の登記事項証明書または登記簿謄本(法人の場合)、⑤水質検査成績書(井戸水等を使用する場合)と申請手数料を準備し保健所に提出。その後、保健所による施設基準に適合しているかの現地確認の後、適合していれば営業許可証交付。

①許可営業者の地位の承継届、②戸籍簿本、③(相続人が2人以上いる場合)同意書、④営業許可証の写しを保健所に提出。

(3) 強い農林水産業づくり

①農業の成長産業化を担う外国人材の活用を全国で進めること

【要望内容】

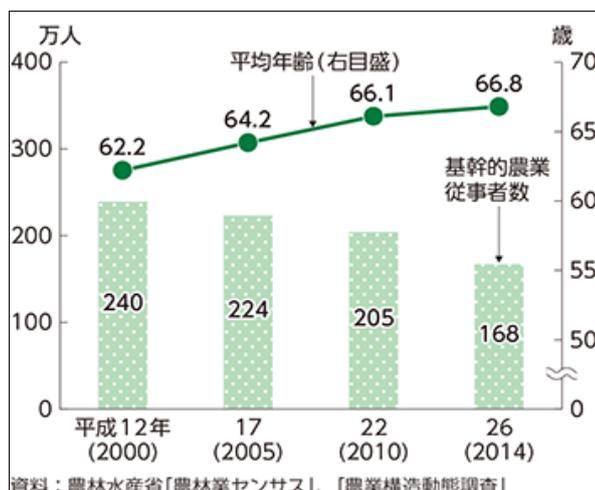
農業の成長産業化を担う外国人材の活用【法務省・農林水産省】

【理由】

国が成長産業化を目指す農業では、従事者の高齢化と担い手不足が深刻である。農業の担い手を増やし、意欲ある優秀な人材がより収益性の高い農産品の開発等を行うことで、農業による地方創生を実現するためにも、農業分野での外国人材の活用について、国家戦略特区での実証実験を早期に済ませ、全国への適用を検討する必要がある。

(注) 国家戦略特区内において、農業分野での外国人材の就労を可能とする国家戦略特別区域法改正案が、3月10日に閣議決定された。

(注) 基幹的農業従事者数と平均年齢の推移



(4) 観光産業の振興

①古民家等を活用した宿泊施設について、最低客室数や玄関帳場に関する規制緩和を早期に講じること

【要望内容】

古民家等を活用した宿泊施設について、規制改革推進会議の意見に基づき、以下を講じること【厚生労働省】

- ・最低客室数（旅館5室以上、ホテル10室以上）の撤廃
- ・玄関帳場の設置義務の緩和

【理由】

国家戦略特区に基づく指定区域では、旅館業法上で定められた帳場（フロント）の設置義務が緩和され、古民家や武家屋敷等の歴史的建造物を宿泊施設として活用することができるようになっている。しかし、最低客室数は未だ緩和されていない。

新たな日本文化の発信や、増加するインバウンドへの対応を図るため、古民家等について、規制改革推進会議の意見に基づき、最低客室数や玄関帳場の設置義務の規制を緩和するべきである。

(注) 旅館業法第3条において、旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならないとされている。また、同法第4条において旅館業の営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿および清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないとされている。

(注) ホテルおよび旅館は、旅館業法施行令第1条により、客室数・客室床面積・玄関帳場の設置等の基準が定められているが、国家戦略特区に基づく指定区域では、同法施行規則第5条第1項により、玄関帳場の設置が適用除外となっている。

(注) 規制改革推進会議は、平成28年12月6日、「旅館業規制の見直しに関する意見」を公表。「(1) 旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、**撤廃することができないかゼロベースで見直すべきである**。少なくとも、下記A. の規制については撤廃し、下記B. の規制については公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明し得る必要最小限のものとするべきである。A. **①客室の最低数**、②寝具の種類、③客室の境の種類、④採光・照明設備の具体的要件、⑤便所の具体的要件、B. ①客室の最低床面積、②入浴設備の具体的要件、(2) 構造設備の基準のうち**玄関帳場の規制については、「受付台の長さが1.8m以上」等の要件は撤廃するとともに、ICTの活用等によりセキュリティ面や本人確認の機能が代替できる場合は適用除外とすべきである**。(3) 今後とも、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、旅館業に関する規制について不断の改革を進めるべきである。」とする意見を盛り込んだ。



古民家を活用した旅館(秋田県五城目町)
(内閣府HPより)

②中国人旅行者に対する数次査証（ビザ）の有効期間を延長すること、および対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県にまで拡大すること

【要望内容】

中国人旅行者に対する数次査証（ビザ）の有効期間延長および対象訪問地域の青森県、秋田県、山形県への拡大【外務省】

【理由】

定住人口の減少に歯止めがかからない中で地域の再生を図るには、交流人口の拡大が不可欠であるが、特に東北地方は、震災以降、他地域と比べて訪れる外国人旅行者数が低調にある。

このため、訪日外国人としては最も多い中国人旅行者に対する数次査証（ビザ）の有効期間（3年）を延長するとともに、東日本大震災の被災三県（岩手県、宮城県、福島県）および沖縄県だけに認められている対象訪問地域を、青森県、秋田県、山形県にまで拡大する必要がある。

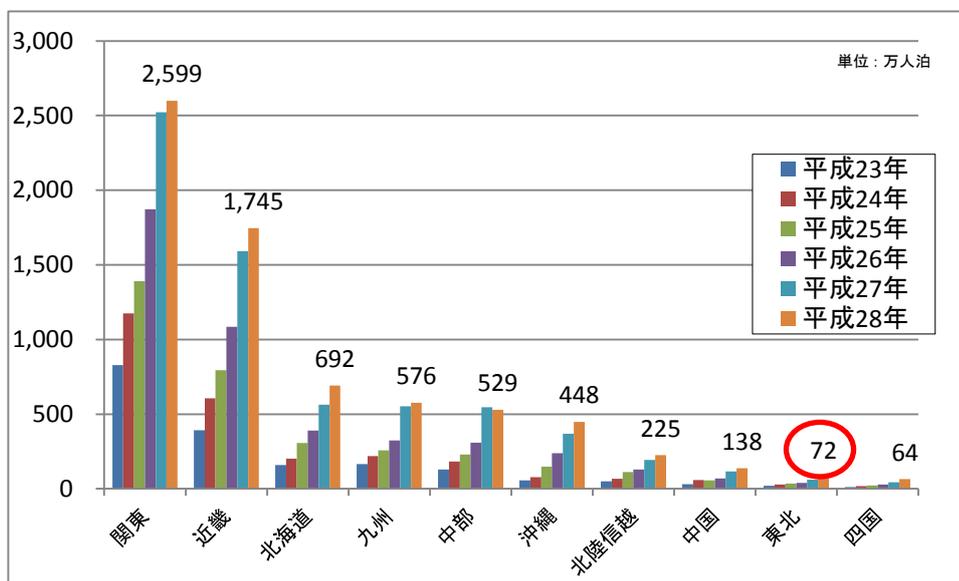
（注）沖縄県数次ビザ／東北三県数次ビザ

個人観光で1回目の訪日の際に沖縄県または東北三県（岩手県、宮城県、福島県）のいずれかの県に1泊以上する者に対して、以下の要件を満たす場合に数次ビザ（有効期間3年、1回の滞在期間30日以内）を発給。対象者は以下のとおり。

（ア）十分な経済力を有する者とその家族

（イ）過去3年以内に日本への短期滞在での渡航歴がある者で一定の経済力を有する者とその家族

（注）地域ブロック別外国人延べ宿泊者数（東北は全体の約1%）



宿泊旅行統計調査(観光庁)より

(5) 公共工事を活用した地域活性化

①公共工事を活用して地域経済の活性化を図るため、国等が行う工事の入札において、地元建設業の参加を条件としたジョイント・ベンチャー発注方式を導入・促進すること

【要望内容】

国等が行う工事の入札において、地元建設業の参加を条件としたジョイント・ベンチャー発注方式を導入・促進すること【全省庁】

【理由】

公共工事は、企業の技術革新、地域における雇用の創出に有益である。限られた予算で地域経済の好循環を生み出し、地方創生を実現するには、国および国の関連機関が発注する橋梁、トンネル、ダムなどの公共工事の入札の際、横浜市が実施している、地元建設業者が参加したジョイント・ベンチャー方式を導入・促進し、域内での資金循環を図ることが必要である。

(注) 横浜市では、市内企業の育成や受注機会確保を図るため、技術的難易度が高く、かつ、市内企業への技術移転が可能な大規模工事を対象に、市内企業への技術移転を目的としたジョイント・ベンチャー発注方式（技術修得型共同企業体入札方式）を実施している。

(参考) 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱

第48条 技術修得型共同企業体の入札参加資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同施工方式による特定建設共同企業体であること。
- (2) 構成員の数は、2者であること。
- (3) 構成員の組合せは、次条第1項に規定する資格要件を満たす代表構成員と同条第2項に規定する資格要件を満たす市内企業の構成員（以下「市内企業構成員」という。）による組合せであること。
- (4) 構成員の出資比率については、市内企業構成員の出資比率が当該共同企業体の総出資額の10分の4以上とし、代表構成員の出資比率は、当該共同企業体の構成員中最大であることとする。

(参考) 「技術修得型共同企業体」による工事の対象となる工事金額

対象となる工事	工事金額
土木	5億円以上
ほ装	2 〃
港湾	2 〃
造園	2 〃
建築	7 〃
電気	2 〃
管	2 〃
上水道	4 〃
その他の工種	1 〃

横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱
(横浜市HPより)

(6) 行政手続の簡素化

①公共工事に必要な書類を整理・簡素化すること

【要望内容】

公共工事に必要な書類の整理・簡素化【国土交通省・総務省・内閣府】

【理由】

公共工事に参加する事業者からは、必要な書類が多い、同様の書類を何度も提出させられる、要求根拠が不明の資料の提出を求められる、といった声が寄せられている。例えば、公共工事の場合、まず建設業許可取得（5年に1回）で、確認書類を含め約60種類の書類が必要であるが、許可取得後～入札までに行う「経営事項審査」（毎年）と「競争参加資格審査申請」（2年に1回）に必要な書類も、両者あわせて約60種類にも上るが、中には重複する書類、似たような書類も存在する。

また、公共工事をはじめとする入札に必要な書類の種類や様式が、自治体ごとにバラバラであるため、自治体の枠を超えて事業を行っている事業者は自治体ごとに書類を作らざるを得ず、生産性向上を著しく阻害しているといった声も寄せられている。

整理・簡素化すべき部分（例）

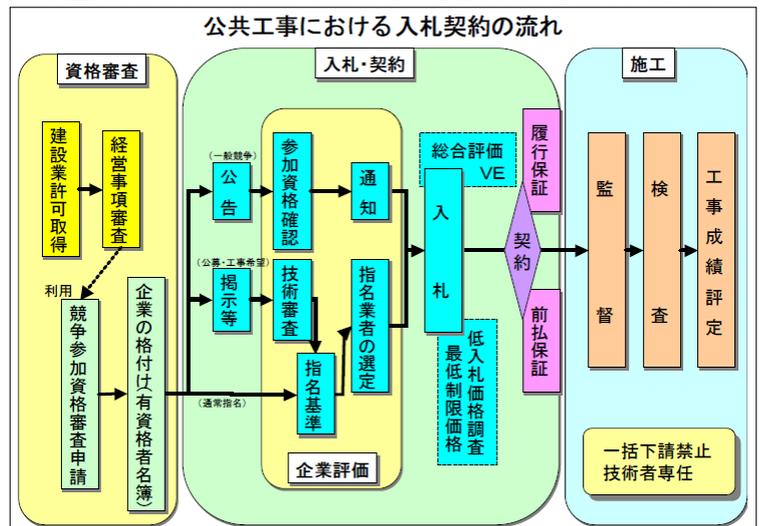
- ・建設業許可～入札までに、納税証明書、社会保険の領収書について、複数回提出が求められる。
- ・経営事項審査で求められる技術者の合格証や資格者証については、前年に提出した分も含め、すべて提出が求められる。
- ・地方自治体の入札に必要な書類の種類が自治体によって異なる。また、種類は同じであっても、例えば「資本関係又は人的関係確認書」等自治体によってその様式が異なる。

(注) 経営事項審査とは、建設業法第四章の二に定める「建設業者の経営に関する事項の審査等」のことであり、同法第27条の23第1項で「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。」とされている。

(注) 競争参加資格審査とは、発注者である行政庁等が、受注するにふさわしい優良な事業者の選定を行う審査で、事業者は各行政庁等の「有資格業者名簿」に登録されることで初めて入札に参加できる。

(注) 資本関係又は人的関係確認書とは、入札の公平性の確保、談合の未然防止の観点から、一定の資本関係または人的関係のある会社（いわゆる同族企業）が同一の入札に参加することを制限するために提出する書類のこと。

(注) 公共工事における入札契約の流れ



「公共工事の入札契約制度の概要」
(国土交通省HPより)

②公共工事における「簡易確認型入札制度」を全国で実施すること

【要望内容】

公共工事における「簡易確認型入札制度」の全国で実施【国土交通省、総務省】

【理由】

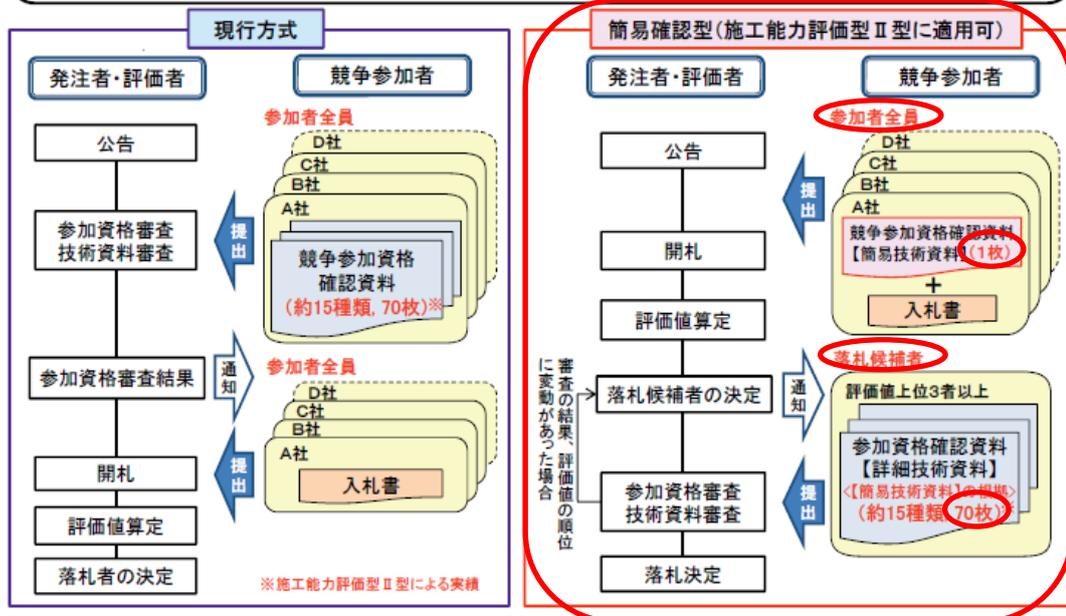
公共事業を落札できるのは応札した企業のなかでも数社に限られ、落札できなかったその他多くの企業にとっては、応札に要したコストや時間が無駄となり、当該企業の生産性向上を著しく阻害している。

受発注者双方の負担軽減・生産性向上のため、国土交通省関東地方整備局が導入した「簡易確認型」は、入札の最初の段階では参加者に簡素な書類のみを課し、候補者を絞り込んだ段階でより詳細な書類を課すといった優れた制度である。この制度を全国で進める必要がある。

(注) 国土交通省関東地方整備局は、入札契約手続の省力化による生産性向上を図る観点から、全国で初となる「簡易確認型」入札制度を、平成28年11月から実施。本制度は、応札者に入札書と簡易技術資料(1枚)の提出を求め評価値を算定し、上位3者を落札候補者としてさらに詳細な資料の提出を求めるもの。これまでの入札では、参加者全員に約15種類、平均70枚の資料を求めていた。

「簡易確認型」による総合評価落札方式【実施概要】

- 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値を算定。
- 評価値上位3者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認。
- 競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待。



「簡易確認型」による総合評価落札方式【実施概要】
(国土交通省関東地方整備局HPより)

③住民税の特別徴収に係る書類の様式・通知時期を統一すること

【要望内容】

住民税の特別徴収に係る書類の様式・通知時期の統一【総務省・内閣府】

【理由】

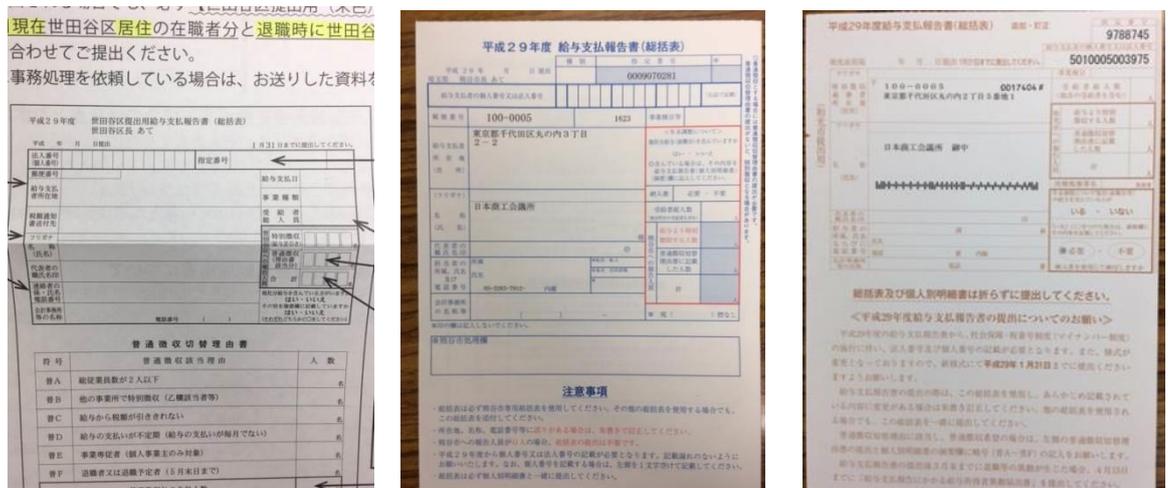
個人住民税については、特別徴収という形で事業所が従業員の住民税を給与から天引きし、各市区町村に納付している。その際、給与支払報告書（総括表）や、特別徴収税額通知等の様式が市区町村ごとにバラバラであり、それらの記載・確認作業だけでも非常に煩雑となっている。

また、市区町村ごとに特別徴収税額通知が届く時期が異なるため、書類が到着しているかどうかのチェック作業が必要である。

他方、特別徴収事務は市区町村にとっても負担が大きく、各市区町村がそれぞれで様式を工夫して効率的な事務に努めているところであるが、むしろそうした工夫が企業にとっては事務手続の煩雑さにつながっている。

(注) 事業者と市区町村の双方の事務負担を軽減するため、例えば、事業者からの申告受付や市区町村の特別徴収事務等を一元的に行う「納税一括管理センター（仮称）」を創設することが考えられる。

(注) 給与支払報告書（総括表）の例



自治体によって様式やサイズがバラバラで記入が大変

2. 一億総活躍社会の実現

(1) 働き方改革の環境整備

①働き方改革を実現する環境整備として「高度プロフェッショナル制度」を盛り込んだ労働基準法改正案を早期成立させること

【要望内容】

「高度プロフェッショナル制度」を盛り込んだ労働基準法改正案の早期成立【厚生労働省】

【理由】

時間ではなく成果で評価する「高度プロフェッショナル制度」は、柔軟な働き方に資するものであり、働き方改革を実現するための環境整備に必要である。

(注)「高度プロフェッショナル制度」とは、職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする制度のこと。

(注)「労働基準法等の一部を改正する法律案」は、第189回国会（平成27年1月召集の常会）に提出されて以降、これまで4度、継続審議になっている。

②解雇が無効であった場合の労働者救済措置を多様化させること

【要望内容】

解雇が無効であった場合の労働者救済措置の多様化【厚生労働省】

【理由】

解雇紛争が生じ、解雇が無効であった場合の救済措置の多様化の一つとして、労働者が職場復帰を希望しない場合には、金銭の支払いによって労働契約終了となる仕組みを整備することが必要である。ただし、その際の解決金額については一律に設定すべきではない。

(注) 日本再興戦略 2016（平成28年6月2日）

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

2-2. 働き方改革、雇用制度改革

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえ、昨年10月に設置した「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」において、解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方の検討を速やかに進め、可能な限り早期に結論を得た上で労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。

③機械器具設置工事および電気通信工事の監理技術者になるための検定制度を創設すること

【要望内容】

機械器具設置工事および電気通信工事の監理技術者になるための検定制度の創設【国土交通省】

【理由】

一定の工事(発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上を下請契約する場合)では、当該工事現場に監理技術者を配置する必要がある。

監理技術者になるには、建設業における多くの業種で、建設業法上の技術検定(施工管理技士)等に合格するか、実務経験のどちらかが求められるが、機械器具設置工事および電気通信工事においては、監理技術者になれる技術検定が存在しない。

建設業において深刻化する人手不足を解消するためにも、機械器具設置工事および電気通信工事においても、他の工事に倣い、建設業法上の技術検定を創設すること等が必要である。

(注) 監理技術者とは、工事現場に専任で配置される施工の技術上の管理をつかさどる技術者のことを言い、施工計画の作成、工程管理、品質管理、工事従事者の指導監督を行う。

(注) 平成28年10月19日開催の「第13回適正な施工確保のための技術者制度検討会」(国土交通省)において、「監理技術者の要件としての新たな国家資格の必要性」が議題としてあがったが、議事要旨には「**電気通信工事に関する新たな国家資格(技術検定)の創設を別の場で検討することについて了承。**」と記載されるのみで、**機械器具設置工事については触れられていない。**

(注) 監理技術者、主任技術者の要件

監理技術者、主任技術者の要件

		土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・カーボラ	鋼筋造物	鉄筋	ぼんせつ	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建築	水道建設	消防施設	清掃施設	解体				
建設業法	技術検定	建設機械1級																																
		建設機械2級																																
		土木1級																																
		◎土木2級																																
		◎建築1級																																
		◎建築2級																																
		電気工事1級																																
		電気工事2級																																
		管工事1級																																
		管工事2級																																
	造園1級																																	
	造園2級																																	
	地すべり防止工事士					1																												
	1級計装士																																	
	解体工事施工技士																																	
	基礎施工士																																	
技術士法◎	技術士																																	
建築士法	建築士1級																																	
	建築士2級																																	
	建築設備士																																	
電気工事士法	第1種電気工事士																																	
	第2種電気工事士																																	
電気事業法	電気主任技術者																																	
電気通信事業法	電気通信主任技術者																																	
水道法	給水装置工事主任技術者																																	
消防法	消防設備士																																	
職業能力開発促進法◎	技能検定																																	
	1級																																	
	2級																																	
建設業法	実主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上経大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																																	

建設業法における技術検定がない

凡例 ■ 監理技術者資格 ■ 主任技術者資格 (数字は、資格取得後、必要な実務経験年数) □ 指定建設業 ◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている

(第13回適正な施工確保のための技術者制度検討会資料(国土交通省HPより))

④既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること

【要望内容】

既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること【厚生労働省】

【理由】

介護や看護分野は離職も多く、深刻な人手不足状態にある。このため、既に最低限の日本語力を有する外国人は、介護福祉士試験や看護師試験の問題を英語とし、介護福祉士・看護師の増加を図るべきである。

また、将来的には、ODA予算を使い、現地で日本語教育をし、将来的な介護・看護人材を育成することも検討すべきである。

(注)「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」(平成27年6月24日 厚生労働省)によれば、2025年度(平成37年度)における介護人材の需給見込みは、需給見込み(約253万人)に対し、供給見込み(約215万人)となり、約38万人の需給ギャップが見込まれると推計されている。

(注) EPAで受け入れた外国人の介護福祉士試験、看護師試験の合格率の水準が低いことについては、受験のための専門用語など日本語のハードルが高いこと、ハードな職務の中で日本語と国家試験対策の勉強へ十分な時間が取れないことなどが理由として指摘されている。

(注) 平成23年から、EPA看護師候補者に対し、問題用紙の難解な用語の平易な用語への置き換え、難解な漢字へのふりがな付記、疾患名への英語併記等を行っている。また、平成24年度から、EPA介護福祉士候補者に対しては、試験時間の延長(1.5倍)、問題用紙の漢字へのふりがな付記を行っている。

(注) 国家試験合格者・合格率の推移(平成27年度の介護福祉士国家試験においては、EPAに基づいて来日した外国人の合格率が初めて50%を超えた)

受験年度	介護福祉士国家試験												日本人を含めた 全体の合格率	
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計				
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率		
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52.0%
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.2%
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48.3%
平成23年度	94	35	37.2%	1	1	100.0%	-	-	-	95	36	37.9%	63.9%	
平成24年度	184	86	46.7%	138	42	30.4%	-	-	-	322	128	39.8%	64.4%	
平成25年度	107	46	43.0%	108	32	29.6%	-	-	-	215	78	36.3%	64.6%	
平成26年度	85	47	55.3%	89	31	34.8%	-	-	-	174	78	44.8%	61.0%	
平成27年度	82	48	58.5%	79	34	43.0%	-	-	-	161	82	50.9%	57.9%	

受験年度	看護師国家試験												日本人を含めた 全体の合格率
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計			
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
平成20年度	82	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	82	0	0.0%	89.9%
平成21年度	195	2	1.0%	59	1	1.7%	-	-	-	254	3	1.2%	89.5%
平成22年度	285	15	5.3%	113	1	0.9%	-	-	-	398	16	4.0%	91.8%
平成23年度	257	34	13.2%	158	13	8.2%	-	-	-	415	47	11.3%	90.1%
平成24年度	173	20	11.6%	138	10	7.2%	-	-	-	311	30	9.6%	88.8%
平成25年度	151	16	10.6%	150	16	10.7%	-	-	-	301	32	10.6%	89.6%
平成26年度	174	11	6.3%	163	14	8.6%	20	1	5.0%	357	26	7.3%	90.0%
平成27年度	203	11	5.4%	192	22	11.5%	34	14	41.2%	429	47	11.0%	89.4%

(厚生労働省資料等を元に事務局作成)

⑤商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の手続を簡素化すること

【要望内容】

- 商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の手続の簡素化【厚生労働省】
- ・会員企業以外を求人者とする無料職業紹介事業を行う際の手続を、「許可」でなく「届出」とすること
 - ・無料職業紹介事業を行う際の提出書類（役員の住民票の写し及び履歴書）の簡素化

【理由】

商工会議所が行う無料職業紹介事業は、人手不足に悩む中小企業の人材確保の観点から効果的であるが、商工会議所の会員企業以外を求人者とする無料職業紹介事業を始める場合、厚生労働大臣の煩雑な「許可」手続が必要である（会員企業を求人者とする場合は「届出」で可）。

また、商工会議所が無料職業紹介事業を始める際に、役員の住民票の写しおよび履歴書を提出する必要がある、その収集が大変な手間となっている。

（注）職業安定法（抄）

（無料職業紹介事業）

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関及び特定地方公共団体の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条及び第三十三条の三の規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（特別の法人の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の三 特別の法律により設立された法人であつて厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業を行うことができる。

- 2 第三十条第二項（略）の規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第三項	申請書	届出書
---------	-----	-----

（注）職業安定法施行規則（抄）

- 3 法第三十三条の三第二項 において準用する法第三十条第三項 の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

三 役員の住民票の写し及び履歴書

（注）無料職業紹介事業の「許可」に必要な書類は、約 22 種類。一方、「届出」の場合は約 15 種類。

（注）厚生労働大臣の「許可」を得て無料職業紹介事業を行う商工会議所は、立川商工会議所（東京都）、神岡商工会議所（岐阜県）の 2 か所。

(2) 国家戦略特区地域の拡大による外国人医師の活躍

① 国家戦略特区で認められている外国人医師による自国民以外の外国人に対する診療行為の特例措置を、希望する地域に拡大すること

【要望内容】

国家戦略特区に基づく、外国人医師による自国民以外の外国人に対する診療行為の特例措置を、希望する地域に拡大すること【厚生労働省・内閣府】

【理由】

国家戦略特区では、二国間協定に基づく外国人医師による、自国民以外の患者を含む全ての外国人に対する診療行為が認められている。“医療ツーリズム”によるインバウンドの拡大に繋げるためにも、この特例措置について、希望する地域へ拡大すべきである。

例えば、岡山県津山市の津山中央病院は、平成27年3月、岡山大学と共同で、総合病院としては西日本で初となる「がん陽子線治療センター」を開設し、津山商工会議所、津山市と連携して、センターでの治療を目的に来日する外国人（医療インバウンド）に対し、医療行為と観光を融合した“長期滞在型医療ツーリズム”による地域活性化に取り組んでいる。外国人医師による診療行為が可能となれば、医療インバウンドのさらなる増加が期待できる。



陽子線治療ができる西日本唯一の総合病院
「津山中央病院」



がん陽子線治療センター内の陽子線照射室

(注) 医師法（抄）

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

(注) 日本との二国間協定に基づき、日本の医師国家試験に合格したイギリス人、アメリカ人、フランス人、シンガポール人の医師は、日本の公的医療保険を利用しないこと等を条件に、日本に居住・滞在する自国出身の外国人に限り診療できる。

(注) 東京で認められた国家戦略特区では、日本の医師国家試験に合格したイギリス人、アメリカ人、フランス人、シンガポール人の医師は、全ての外国人を診療できる特例措置がある。

Ⅱ. 継続要望項目 (21件)

(1) 創業・起業・ベンチャーの支援

①患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向けの医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること

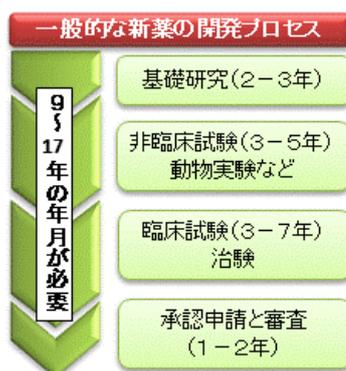
【要望内容】

希少疾病向けの医療機器等開発の承認期間の短縮化【厚生労働省】

【理由】

希少疾患向けの医薬品や医療機器の開発は、承認までのコストや期間の予測がつかず、企業の研究開発が滞る原因となっている。そのため、国際先端テストにかけ、諸外国並みの医薬品・医療機器の開発ガイドラインを整備し、承認までの期間を短縮化することが求められる。

(注) 新薬の開発プロセスには、①基礎研究2-3年、②非臨床試験(動物実験など)3-5年、③臨床試験(治験)3-7年、④承認申請と審査1-2年の計9-17年の年月が必要(出典：テキストブック製薬産業2012)



(注) 希少疾病とは、薬事法77の2および薬事法施行規則251条において、「対象患者数が本邦において5万人未満であること」と定められている。希少疾病の例：甲状腺がん、成人T細胞白血病・リンパ腫、特発性拡張型心筋症

(注) 平成28年7月20日、ホットラインを通じ、厚生労働省より「希少疾病用医療機器等は一般に新規性が高く、開発過程の一般化・ガイドライン化にはなじみにくい場合が多いため、実用化を促進するという観点では、PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)が個々の品目や開発の状況に応じて個別具体的に丁寧に相談に応じることが重要であると考えています。」との回答があった。

(注) 一方で、中小企業からは、「日本のPMDAとFDA(アメリカ食品医薬品局)など海外の審査機関とを比較すると、PMDAは専門人材、特にデバイスのスペシャリストが明らかに不足している」といった声も寄せられている。

②地域における創業促進のため、開業手続のワンストップセンターを全国に設置すること

【要望内容】

開業手続に関する相談業務や各種手続の支援を総合的に行うワンストップセンターを、全国各地に設置【法務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省】

【理由】

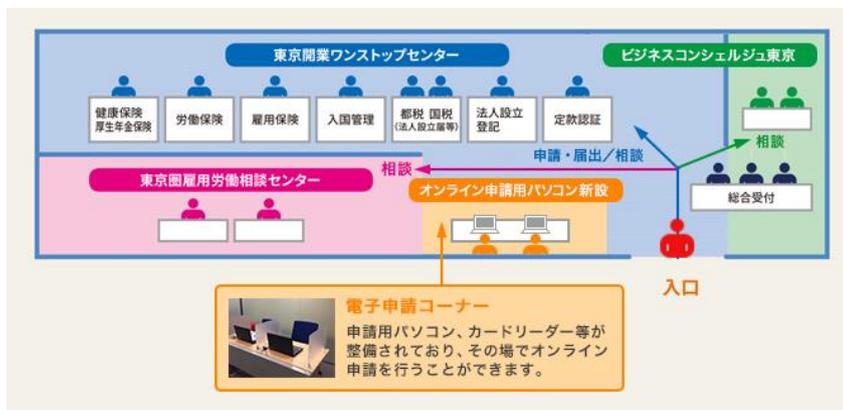
地域における創業は、地域に仕事と雇用を生み、疲弊する地域経済の活性化を実現する。しかし、開業手続が煩雑であることが、地域における創業が低迷する一因となっている。

国家戦略特区として指定された東京都には、平成27年4月1日、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立および事業開始時に必要な各種の申請や外国人の在留資格認定証明書交付申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」および、東京での事業展開を目指す外国企業等のビジネスマッチングや生活面の相談等にバイリンガルの相談員がワンストップで対応する「ビジネスコンシェルジュ東京」が設置された。

地方における創業を活性化させるためにも、地方にもこのような「ワンストップセンター」を設置する必要がある。

(注) 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、国家戦略特区内においてはその要件が緩和されており、特区内に設置する「ワンストップセンター」で行うことが可能となっている。

(注) 「東京開業ワンストップセンター」見取り図および内部の様子



(東京都 HP より)

(注) 平成28年12月より、登記・国税を含め8種類全ての手続について受付可能となるなど、機能が拡充された。こうした成果等により、同センターの利用者数は、平成29年2月時点(累計)で約2,000名となった。

<拡充された機能>

手続	これまで	→	これから
定款認証	受付	→	受付
商業登記	相談のみ	→	受付
国税	相談のみ	→	受付
都税	受付	→	受付
労働保険	書類預り	→	受付
雇用保険	書類預り	→	受付
健康保険 年金保険	書類預り	→	受付
入国管理	受付	→	受付

※商業登記法第21条の「受付」の手続（受付欄への記載欄）は管轄登記所で行われる。

(東京都 HP より)

(2) 科学技術・知的財産の活用

①自動車や農業用トラクター等の自動走行システムを実現するための法制度を整備すること

【要望内容】

自動車や農業用トラクター等の自動走行システムを実現するための法制度の整備【警察庁・国土交通省】

【理由】

交通事故の削減、高齢化の進展に伴う高齢者の安心・安全な移動や、農業の競争力強化等のために、自動走行システムの実現が期待されている。同システムの実現に向け、国際的な議論の動向を踏まえつつ、道路交通法等わが国の法制度を整備する必要がある。

(注) 国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁等からのヒアリング（平成27年3月13日）資料

自動走行システムの分類と法制度の関係性について（抜粋）

レベル1：加速・操舵・制動のいずれかの操作を自動車が行う状態

レベル2：加速・操舵・制動のうち複数の操作を一度に自動車が行う状態

レベル3：加速・操舵・制動を全て自動車が行う状態（緊急対応時：ドライバー）

レベル4：加速・操舵・制動を全て自動車（ドライバー以外）が行う状態

準自動走行システム（レベル3まで）については、現行法令や国際法に抵触することなく導入が可能であると考えられている。一方、完全自動走行システム（レベル4）については、これまで世界的に理解されている「自動車」とは全く異なるものとなることから、その導入に当たっては、自動車が道路を無人で走行することについての社会受容面の検討がなされるとともに、国際的な議論の動向も踏まえ、法制度面について検討していく必要がある。

(注) 道路交通法

第70条

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(注) 日本再興戦略 2016（平成28年6月2日）

「2020年までにほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを実現するため、共同研究の推進と関連制度の整備を進める。」

(注) 第5回未来投資会議（平成29年2月16日） IT担当大臣（鶴保庸介大臣）提出資料

「高度自動運転（レベル3以上）の市場化・サービス化には、「ドライバーによる運転」を前提としたこれまでの交通関連法規の見直しが必要。」

「2017年度中を目途に、完全自動運転等実現のための政府全体の制度整備の方針（大綱）を策定。」



公道での自動運転



テスト車両

写真:国土交通省「国内外における最近の自動運転の実現に向けた取組概要(トヨタ自動車)」

②中小企業の知財活用を推進するため、特許料の減免制度の対象拡大等を図ること

【要望内容】

- ア. 出願経験の乏しい中小企業の特許料金を1/4に減免
- イ. 特許料の減免制度の対象拡大
 - ・資本金3億円以下で、赤字あるいは設立10年未満の企業
 - 従業員300人以下の企業を一律対象に
- ウ. 実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入すること【特許庁】

【理由】

ヒト・モノ・カネ・情報など、さまざまな面で制約を抱える中小企業は知的財産を経営に結びつける取り組みは不十分であり、中小企業の知財活用の後押しが求められる。そのため、米国のマイクロエンティティ制度を参考に、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免すべきである。

また、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に、300人以下の中小企業は一律に利用できるようにすべきである。

さらに、実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入すべきである。

(注)平成26年4月より、従業員20人以下の小規模事業者、設立10年未満の中小・ベンチャー企業に対し、審査請求料、特許料(1～10年分)、国際出願手数料等が1/3に軽減されている。

(注)アメリカには従業員500人以下であれば特許料等が1/2になるスモールエンティティ制度、出願経験の乏しい事業者については特許料等が1/4になるマイクロエンティティ制度がある。

③知財の活用を推進するため、特許の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請を一括でできるようにすること

【要望内容】

- 出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請【特許庁】

【理由】

知的財産権の取得手続を簡単かつわかりやすくするため、出願、審査請求、早期審査、減免制度について、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括で簡易に申請できる仕組みを導入する必要がある。例えば、申請様式を該当事項にチェックを入れる方式にするとともに、申請要件等については宣誓(注参照)に変更し、添付する証明書類を削減することなどが考えられる。

(注)アメリカでは、申請書類に中小企業である旨を宣誓(該当の要件項目にチェック)すれば、費用減免の対象になる。

(3) 強い農林水産業づくり

①水耕栽培用の植物工場について「農地」の地目のままでの建設を認めること

【要望内容】

「農地」の地目のままで、コンクリートで地固めした植物工場を建設することを認めること【農林水産省、財務省、総務省】

【理由】

現在、農地をコンクリートで地固めして生産性が高く、収穫量が多い植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。メロンやイチゴなど、同じ作物を生産するにも関わらず、植物工場と畑で課される税率が異なるのは不合理である。国際先端テストにかけ、諸外国の例も参考に早期に見直す必要がある。



高糖度で付加価値の高い
町田市の水耕栽培メロン

(注)平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長名による通知(13経営第6953号)では、「農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない」とされており、コンクリート等を打つためには、地目を雑種地に変更しなければならない。

(注)オランダでは、農作物の栽培においてコンクリート敷を農地として認めないといった規制はない。

②国家戦略特区で認められている株式会社による農地の直接所有について、全国の希望する地域に拡大すること

【要望内容】

株式会社による農地の直接所有【農林水産省】

【理由】

リース方式では、返還リスクを恐れて、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声があるため、「直接所有」を望む声がある。農業の生産性・収益性を高めるとともに、農業の担い手を確保するためにも、国家戦略特区である兵庫県養父市で認められている株式会社による農地の直接所有について、全国に拡大する必要がある。

(注)平成21年の農地法改正により、株式会社もリース方式であれば、その農地の所在する市町村の農業委員会の許可を得て、農地を借りられるようになった(農地法第3条)。

(注)平成27年6月30日、ホットラインを通じ、農林水産省より「企業の農業参入については、平成21年(2009年)の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後5年間に1,712法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進していきける状況にあります。」との回答があった。また、「日本再興戦略 中短期工程表」では、「今後10年間(2023年まで)で農業法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする」とされたが、2016年2月時点での実績は20,800法人となった。(2013年の14,600法人から6,200法人の増(※目標を達成するには年平均3,540法人の増が必要))。

(注)平成28年6月30日、ホットラインを通じ、農林水産省より「農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、これを認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が本年5月27日に成立し、6月3日に公布されたところです。」との回答があった。現在、本特例は兵庫県養父市で適用されているが、特区に限定することなく全国に拡大する必要がある。

③農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、 50%超の場合も認めること

【要望内容】

農地所有適格法人における農業関係者以外の議決権比率について、
50%超の場合も認めること【農林水産省】

【理由】

民間企業は自社の経営ノウハウを活かして農業に参入しようと考えているが、農地の大規模化や設備投資を行なおうとしても、民間企業関係者が役員数の過半数以上を占めていないために否決されることが想定され、参入を思いとどまる企業が多い。また、新たな投資をすることになった場合、出資比率に応じた負担を求められるとなると農業者の負担が大きくなってしまふという問題もある。

そのため、農地所有適格法人の農業者以外の構成員比率について、
50%超の場合も認めるべきである。

(注) 農地法の改正により、平成 28 年 4 月 1 日より農地所有適格法人の要件が下記のとおり変更された。

	改正前	改正後
役員要件	・ 役員数の過半数が農作業に従事	・ 役員又は重要な使用人のうち 1 人以上が農作業に従事
構成員要件	・ 農業関係者が原則 3 / 4 以上 ・ 農業関係者以外（継続的取引関係者）は原則 1 / 4 まで	・ 農業関係者が 1 / 2 以上 ・ 1 / 2 未満は制限を設けない

(注) 平成 27 年 6 月 30 日、ホットラインを通じ、農林水産省より「企業の農業参入については、平成 21 年（2009 年）の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後 5 年間に 1,712 法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進している状況にあります。」との回答があった。また、「日本再興戦略 中短期工程表」では、「今後 10 年間（2023 年まで）で農業法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする」とされたが、2016 年 2 月時点での実績は 20,800 法人となった。（2013 年の 14,600 法人から 6,200 法人の増（※目標を達成するには年平均 3,540 法人の増が必要））。（※再掲）

(注) 平成 28 年 6 月 30 日、ホットラインを通じ、農林水産省より「農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、これを認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が本年 5 月 27 日に成立し、6 月 3 日に公布されたところです。」との回答があったが、特区等に限定することなく全国に拡大する必要がある。（※再掲）



(4) 観光産業の振興

①地域に観光客を呼び込むため「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること

【要望内容】

時代考証を適切に行うことを条件に、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和すること【文化庁】

【理由】

国の史跡になっている城跡などの歴史的建造物の復元について、文化庁は、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準（非公開）」に基づきその可否を判断している。しかし、同基準では、復元しようとする建造物の「遺構」「指図（設計図）」「写真」の3項目が不可欠とされ、どれか一つでも欠ければ認められず、地域の歴史的建造物の復元が事実上できない。

例えば城跡の場合、石垣だけで観光客、特にインバウンドを呼び込むことは難しく、厳格な基準や運用によって地域の大きな観光資源となり得る多くの歴史的建造物の復元できないことが、地域にとって大きな逸失利益となっている。

したがって、地域に点在する歴史的建造物の復元を容易にすることで、文化財を中核とする観光拠点を全国に整備し、文化資源を活用した経済活性化を図るためにも、時代考証を適切に行うことを条件に、「歴史的建造物の復元に関する基準」を緩和する必要がある。

(注) 遺構、指図、写真の3項目が備わっていないため、仙台城では懸造（かけづくり）、高松城や徳島城は天守の復元ができない。



仙台城の懸造の復元イメージ
(仙台商工会議所作成「仙台城復元基本計画」より)



高松城の天守の復元イメージ
(高松市作成)



再建計画がある越後
春日山城跡

(注) 平成28年6月30日、ホットラインを通じ、文部科学省より「～略～史跡等において、往時の姿をしのばせる歴史的建造物を復元する際には、十分な歴史的根拠に基づいて復元することが地域の活性化や文化振興に資するものであり、復元する歴史的建造物に係る記録資料等を基に、当該建造物の位置・規模・構造・形式等の蓋然性を高める上で、十分な調査・研究を行った上で復元に取り組むことが重要であると考えています。その上で、文化庁が公表している『史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準』においては、具体的な復元の計画・設計の内容について、同基準に定められた各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとしています。文化庁としては今後とも同基準を適切に運用してまいります」との回答があった。

②民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度を整備すること

【要望内容】

民泊サービスを提供する仲介事業者に関する法制度の整備【観光庁・厚生労働省】

【理由】

民泊サービスは、宿泊サービスに多様な選択肢を与え、新たな宿泊需要を喚起し得るものであるが、現状、インターネットを通じて民泊サービスを提供する仲介事業者に対する責任が必ずしも明確になっておらず、衛生、治安、周辺住民とのトラブルといったさまざまな課題も存在している。そのため、ルールに則って適正にサービスを提供しているかどうかの確認を求めるといった、仲介事業者に対する一定の規制が必要である。

また、その際、海外事業者に対する規制の実効性を担保することや、海外事業者が適用外となっている旅行業法との関係を整理する必要がある。

(注) 国土交通省は、民泊を行う者に対する届出制度ならびに運営代行会社および仲介業者に対する登録制度の創設等を盛り込んだ住宅宿泊事業法案（仮称）を第 193 回国会（常会）に提出予定。

(5) 対日投資の促進

①日本への投資の増加を図るため、投資家ビザを創設すること

【要望内容】

投資家ビザの創設【法務省】

【理由】

グローバル経済が進展する中、安全な日本に投資したいと思う海外の富裕層も増えていることから、諸外国で導入が進んでいる「投資家ビザ」を創設することが必要である。

(注) 投資家ビザが存在する国
ギリシャ、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペイン、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、チリ等

②外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証（ビザ）のオンライン申請を導入すること

【要望内容】

外国人による査証（ビザ）のオンライン申請の導入【法務省】

【理由】

日本国外において、外国人が査証（ビザ）を申請する際には、当該国の日本大使館もしくは領事館へ必要書類を提出し、ビザの発給申請を行う必要がある。外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、オンライン申請を導入する必要がある。

(注) 出入国管理及び難民認定法において、日本国に入国しようとする外国人（乗員を除く。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならないとされている。

(注) 外務省設置法第4条、第7条において在外公館・領事館等が査証発給事務を行うこととされている。

(注) ビザのオンライン申請導入国：アメリカ、イギリス、カナダ、ブラジル、インド、オーストラリア、カンボジア、スリランカ、ネパール、ミャンマー、ニュージーランド、ベトナム等

(注) ビザ発給件数と訪日外国人数の推移と目標



(外務省および日本政府観光局発表資料を元に事務局作成)

③外国とのビジネス環境のイコルフットディングを促進するため、「社会保障協定締結国」を経済的に密接な国にまで拡大すること

【要望内容】

「社会保障協定締結国」の締結促進【厚生労働省】

【理由】

日本国内で働く外国人は、出身国と日本国の社会保障制度に加入を行う必要があり、社会保険料を二重に負担する必要がある。日本は「保険料の二重負担」を防止するための社会保障協定を一部の国と締結しているが、外国とのビジネス環境のイコルフットディングを促進するため、社会保障協定締結国を拡充する必要がある。

(注) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金法等の特例等に伴う法律により、社会保障協定を締結した二か国間での医療保険制度や年金制度の重複適用の回避や、年金給付を受けるために必要とされる期間の通算に関する事項が定められている。

(注) 社会保障協定発効済国：ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド

社会保障協定署名国（未発効）：イタリア、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア

政府間交渉国：スウェーデン、中国、トルコ

(注) 日本の EPA 締結国：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪、モンゴル

署名済：TPP（環太平洋パートナーシップ）

交渉中：カナダ、コロンビア、日中韓、EU、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、トルコ、GCC（湾岸協力理事会）、ASEAN

(6) 労働力不足への対応

①特に地方で深刻となっている人材不足を解消するため、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること

【要望内容】

中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること

【文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

【理由】

中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人材不足に陥っている。また、新卒採用後3年間の離職率は中小企業で4割、小規模事業者で5割を超えるなど、人材のミスマッチも起こっている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリットがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。

加えて、現在、政府において、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地方在住学生の地方定着を目指す「地方創生インターンシップ事業」が推進されているところである。

このため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」について、中小企業に限っては対象外とするべきである。

(注) 企業における職場体験（インターンシップ等）の実施状況

	全体		大企業		中小企業	
	企業数(社)	構成比(%)	企業数(社)	構成比(%)	企業数(社)	構成比(%)
①実施している	147	25.0%	123	45.2%	24	7.6%
②実施したことがない	340	57.9%	115	42.3%	225	71.4%
③過去に実施していたが、現在はしていない	57	9.7%	24	8.8%	33	10.5%
無回答	43	7.3%	10	3.7%	33	10.5%
合計	587	100.0%	272	100.0%	315	100.0%

(東京商工会議所「企業における教育支援活動に関するアンケート調査結果(2015年8月)」)

(注) インターンシップについては、平成9年9月に文部省・通商産業省・労働省（当時）が合同で「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を示しており、その中で「インターンシップと称して就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性が失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。」と記載された。その後、平成26年4月8日に「学生情報は、広報活動・採用選考活動に使用できない」が加筆・明示された。

(注) 現在、文部科学省において、経済団体を含めた有識者会議である「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、適正なインターンシップの普及に向けた方策等が検討されている。

(7) 医療体制の充実

①「介護離職ゼロ」を実現するため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること

【要望内容】

株式会社等の特別養護老人ホームへの参入【厚生労働省】

【理由】

老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みであり、その対応は喫緊の課題となっている。民間の経営ノウハウを活用することで、施設不足による“入所待ち”の解消だけでなく、介護職員の待遇改善にも繋がる。このため、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、株式会社等多様な経営主体の参入を認める必要がある。

なお、株式会社の参入について、事業の安定性や継続性が担保されず、経営悪化による撤退リスクが懸念されるとの指摘があるが、撤退時のルールをあらかじめ決めておくことなどで、対応が可能である。

(注) 特別養護老人ホームの入所申込者は、約 52.4 万人（平成 26 年 3 月 25 日厚生労働省「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」より）。前回調査（平成 21 年）より約 10 万人増加。

(注) 平成 26 年 2 月 28 日、規制改革会議は、「介護・保育事業等におけるイコールフットィング確立の更なる論点」のなかで、「①特別養護老人ホーム等への参入：法令により経営主体が社会福祉法人等に限定されている特別養護老人ホームなどについて、利用者保護を図りつつ、多様な経営主体の参入による利便性向上を目的として、参入時の資格要件や撤退時の規制等を新たに導入しつつ、**法人形態による参入規制を廃止してはどうか。**」との問題提起を行ったが、平成 26 年 4 月 16 日、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立に関する意見」では、1. 事業者のガバナンスとして、①財務諸表の情報開示、②補助金等の情報開示、③役員報酬等の開示、④内部留保の明確化、⑤調達公正性・妥当性の確保、⑥経営管理体制の強化、⑦所轄庁による指導・監督の強化、の 7 つの事項、2. 経営主体間のイコールフットィングとして、①多様な経営主体によるサービスの提供、②補助金の実態把握と地方公共団体への要請、③社会貢献活動の義務化、の 3 つの事項を提案することとなり、**参入規制の廃止は盛り込まれなかった。**

(注) 平成 28 年 7 月 20 日、ホットラインを通じ、厚生労働省より「～略～社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とした非営利法人であり、①剰余金の配当は禁止され、②出資者の持分がなく、解散時の残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者（最終的には国庫）に帰属するものであり、事業の継続性に資する仕組みとなっています。一方、株式会社については、①剰余金の配当が認められ、②株主の持分があり、解散時の残余財産は株主に分配されるものであり、事業の継続性を担保できる仕組みとなっています。また、株主会社について、社会福祉法人と同様、①出資者の持分の禁止や剰余金の配当禁止を課すこと、②事業の継続性を図るため、撤退時に他の事業者へ資産の無償譲渡を行わせることは株主会社の営利法人としての性格に矛盾し、困難と考えられることから、株式会社による特別養護老人ホームの設置を認めることは適切ではないと考えております。」との回答があった。

②経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること

【要望内容】

株式会社による医療機関への直接参入【厚生労働省】

【理由】

民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めるべきである。医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待できる。

(注) 医療法(第46条の3)では、医療法人の理事長については原則、医師・歯科医師に限っているが、都道府県知事の認可を受けた場合は医師・歯科医師でない者から選出できるとしている。また平成27年9月1日に施行された改正特区法では、医療法の特例として政令で定める基準を満たす場合で、医師・歯科医師ではない理事を理事長に選任する申請があった場合、都道府県知事はこれを認可するとされている。

(注) 医療法は、営利を目的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないこととなっている(医療法第7条第5項)。

(注) 平成28年8月10日、ホットラインを通じ、厚生労働省より「①患者が必要とする医療と株式会社の利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が提供されないおそれがあること、②利益が上がらない場合の撤退により地域における医療の確保に支障が生じるおそれがあること、③利益を上げるために不要な診療が行われ、医療費の増大を招くおそれがあることなどの理由から困難」との回答があった。一方、平成27年9月16日、改正医療法が成立し、一定の基準を満たした一般社団法人を都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定し、医療法人や介護事業を手がける非営利法人などを同法人の傘下に置くことを認める「地域医療連携推進法人制度」が創設されるなど、一定の進捗がなされている。この流れを進めていただきたい。



(8) まちづくりと地域活性化

①区分所有法における危険な老朽マンションの建替え決議の成立要件を緩和すること

【要望内容】

区分所有法における建替え決議の成立要件の緩和【法務省・国土交通省】

【理由】

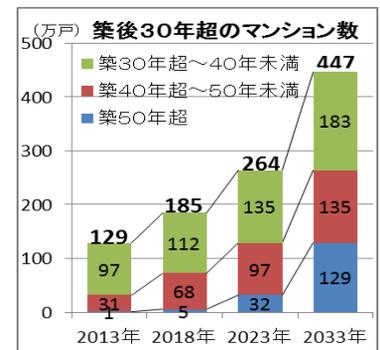
老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっているが、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、大変高いハードルとなっている。マンションの老朽化は、耐震性の面からも大変危険であり、住民の身に危険が及ぶ状況は看過できない。

このため、例えば、公営住宅などの代替措置などで補完することも検討すべきである。なお、反対者が増えた際の買取費用負担は一時的であり、通常、建替え後の増床部分の売却などで相殺できるため、必ずしも円滑な建替え事業遂行の障害とはならないものとする。

(注) 区分所有法 (建替え決議)

第六十二条 集会においては、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、当該建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に新たに建物を建築する旨の決議をすることができる。

(注) 平成28年6月30日、ホットラインを通じ、法務省・国土交通省より「区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うものであり、本来であれば全員同意を要するものですから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。(～略～) 決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、かえって建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりかねません。したがって、建替え決議要件の緩和については、慎重な検討が必要であると考えます。」との回答があった。



②区分所有法の建替え決議の成立をもって、危険な老朽マンションの借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること

【要望内容】

借家人保護への配慮を十分に行ったうえで、建替え決議の成立をもって借地借家法の賃貸借契約も解約できるようにすること【法務省・国土交通省】

【理由】

住民の身に危険がおよぶ老朽マンションの建替えは喫緊の課題となっている。しかし、区分所有法に基づく建替えが決議されても、借地借家法では、建物賃貸借契約の解約の正当事由になっておらず、また、裁判所の判断も曖昧であることから住民を立ち退かせることができず、建替えが進んでいない。

借家人の公営住宅への入居あっせんなど権利保護への配慮を前提に、建替え決議を賃貸借契約解除の要件に認めることが望まれる。

(注) 借地借家法 (建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件)

第二十八条 建物の賃貸人による第二十六条第一項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃貸人及び賃借人(転借人を含む)が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの場合として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、**正当の事由があると認められる場合でなければすることができない。**

(注) 平成28年6月30日、ホットラインを通じ、法務省・国土交通省より「現行の借地借家法のもとでも、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的事情に則して適切に考慮されているものと考えています。なお、借地借家法が私人間の法律関係に一般的に適用される民事基本法であり、同法上の正当事由制度が借家契約全般について賃貸人及び賃借人間の適切な利害調整を図るものであることからすると、その規定の内容は規範的・抽象的なものとならざるを得ず、老朽化物件・耐震性に問題のあるマンションの建替え決議の成立等をもって直ちに正当事由があるとするについては、慎重に検討する必要があると考えられます。」との回答があった。

(9) 規制・制度改革の推進

①許認可等の規制について、行政が定期的・自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）を創設すること、および規制改革の提案について行政側も解決策を考えるポジティブフィードバック方式を導入すること

【要望内容】

許認可等の規制について定期的、自発的に見直しを行う仕組み（PDCA）の創設と、規制改革の提案があった場合に、行政側も解決策を考えるポジティブフィードバック方式の導入

【理由】

許認可等の規制については、制定以来手つかずで、古くなっているもの、現在の技術革新に追いついていないものなどがある。そのため、国の規制については、所管府省がその見直しを定期的かつ自発的に行う仕組み（PDCA）を設けるべきである。

また、民間から規制改革の提案があった際に、駄目な理由を返すのではなく、行政側もアイデアを出し、民間と一緒に解決策を考えるポジティブフィードバック方式を導入することが有効である。

（注）許認可等の総数は 14,908 件（平成 27 年 4 月 1 日現在）。

②複雑になっている特区制度等を整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進すること

【要望内容】

特区制度等の整理・体系化

【理由】

規制・制度改革は、わが国の潜在成長率を引き上げ、持続的な経済成長を果たすための有力な手段である。本来、特区制度は、平成 14 年に創設された構造改革特区のように、特区における成功事例を全国展開することを原点とした制度である。その後、総合特区（平成 23 年）や国家戦略特区（平成 25 年）が創設されたほか、直近では「近未来実証特区」や「地方創生特区」が相次いで設けられた。このほか、企業実証特例制度やグレーゾーン解消制度などもあり、加えて、事前規制や手続を抜本的に見直すサンドボックス制度の創設も検討されているなど、制度が複雑になっている。構造改革特区で全国に適用拡大されていないものもあるし、また、東京ではアジアヘッドクォーター特区と国家戦略特区の指定が重複し、わかりづらいとの声もある。

各制度の位置づけや内容をわかりやすく整理・体系化し、企業・国民の利用を一層促進するべきである。

（注）構造改革特区で認定された区域計画は、累計 1,280 件。そのうち 894 件のメニューを全国展開している。

（注）総合特区は、国際戦略総合特区として 7 区域、地域活性化総合特区として 36 区域が指定されている。

（注）国家戦略特区は、1 次指定で 6 区域、2 次指定で 3 区域、3 次指定で 1 区域が指定されている。

③国の関与が及ばない規制・制度改革を推進するため、「地方版規制改革会議」の設置を促進すること

【要望内容】

「地方版規制改革会議」の設置促進

【理由】

国の「規制改革会議」は企業のイノベーションや新市場の創出等に大きな成果をあげているが、地方分権の進展に伴い、地方自治体の自治事務となり、国の関与が及ばない規制・制度も多い。

国は、地方自治体による「地方版規制改革会議」の設置を推奨・支援しているが、これを加速させ、地方創生の障害となっている規制・制度を取り除く必要がある。

(注) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）の記載内容

○地方版規制改革会議の設置

地域の実情を最も知っているのは当該地域である。地域に即した課題を発掘し継続して取り組むため、地方公共団体に地方版規制改革会議を設置することを推奨し、必要な支援を行っていくことを検討し、成案を得る。

(注) 平成 28 年 3 月末における各自治体の意向状況は以下のとおり。

ア. ぜひ設置を検討したい：9 自治体

イ. 更に詳細を確認した上で要否を検討したい：353 自治体

ウ. **設置検討の予定はない：277 自治体**

エ. その他：34 自治体

(具体的事案があれば検討したい、必要に応じ既存組織で対応、都道府県や複数市町村で設置すべき等)

(注) 徳島県は、平成 28 年 4 月、「徳島版・規制改革会議」を設置し、7 月には「徳島県における規制改革について（第一次提言）」を知事へ手交した。また茨城県では、平成 28 年 4 月 1 日、「茨城県行財政改革推進懇談会 規制改革部会（地方版規制改革会議）」を設置した。さらに、静岡県は「ふじのくに規制改革会議」を設置し、平成 29 年 1 月に第 1 回会合を開催した。

【本件担当】 日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <http://www.jcci.or.jp/>